| | |
|---|---|
| マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号） | 第四条、第五条第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項、第六十五条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第八十六条、第八十七条並びに第九十七条 |
| （略） | （略） |

**別表第三**（第八条及び第九条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項第一号 |
| 踏切道改良促進法 | 第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。） |
| 新住宅市街地開発法 | 第三十七条第二項 |
| （略） | （略） |
| 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 | 第十二条第二項 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号） | 第四条、第五条第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項、第六十四条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第八十六条、第八十七条並びに第九十七条 |
| （略） | （略） |

**別表第三**（第八条及び第九条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律 | 第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項第一号 |
| 住宅地区改良法 | 第三十条第二項 |
| 日本勤労者住宅協会法 | 第三十条第三項及び第三十六条第三項 |
| （略） | （略） |
| 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号） | 第十二条第二項 |
| （略） | （略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○国土交通省令第七十九号**

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）を実施するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （資金の貸付け等の認可） | （資金の貸付け等の認可） |
| **第一条**　（略） | **第一条**　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　機構は、第一項各号（第一号を除く。）又は前項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。 | 3　機構は、第一項第二号若しくは第五号から第八号までに掲げる事項又は前項第一号若しくは第四号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。 |
| 4　（略） | 4　（略） |